

令和4年11月2日

需要家様 各位

埼玉県北部生コンクリート協同組合
理事長 田 坂 文 宏



残コンの有償化について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より弊協同組合の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊協同組合管内では平成29年（2017年）1月に戻りコンの有償化制度を導入し、需要家様のご協力を賜りながら持ち帰りコン（戻りコン+残コン）の削減に取り組んでまいりました。しかしながら、大きな成果を上げるまでには至っておりません。

一方、産業廃棄物の処理に関しては、処理費用の高騰や廃棄物の受け入れ場所の確保が困難な状況に陥っていることから、今後継続して処理をすることは不可能になると考えられます。

需要家様におかれましても、CO₂排出削減の取り組みにご尽力のことと存じますが、生コンクリート業界としても資源の有効活用、廃棄物発生抑制による地球環境保全の観点からも持ち帰りコンの発生抑制に努めてまいり所存です。

当協同組合では、戻りコンと同様に残コンの有償化を実施することで、少しでも持ち帰り生コンの削減につなげて参りたいと考えております。

つきましては、かかる事情をご賢察の上、何卒ご理解ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 残コンの有償化について

(1) 導入時期 令和5年1月1日

但し、令和5年1月1日～5月31日の間は制度の周知期間とし、取消料の徴収は行いません。取消料の徴収は6月1日出荷分からとします。

(2) 有償化内容

- ① 残コンの定義 アジテータ車から一部荷下ろし後、持ち帰る生コンクリート。
- ② 取扱い形態 出荷ベース
- ③ 徴収開始 令和5年6月1日出荷分からとします。
- ④ 有償料金 残コン1 m³あたり「取消料10,000円」とします。
需要家様のご負担額は「商品代金相当額+取消料10,000円/m³」
となります。

(3) 契約を取り消した生コンクリートの確認及び伝票サインの方法

- ① 現場担当者様立会いの下、運転手による目視確認を行います。
- ② 「残コン・戻りコン確認書シール」を納入伝票（納品書・受領書）の裏面に貼付し、「持ち帰りコン残数量確認シート」を参考にして目視確認を行います。
- ③ 確認後は、「残コン・戻りコン確認書シール」に記載されている「全量・4・3・2・1・未満」の中から該当する数量を○で囲み、現場担当者様から確認のサインをいただきます。
但し、中型車及び小型車の場合は0.5 m³単位で確認をお願いします。
- ④ 戻りコンの場合は「全量」となります。

2. その他

(1) 戻りコン取消料の変更について

残コンの有償化にあたり、戻りコンの取消料を令和5年6月1日出荷分から、現行の5,000円/m³を10,000円/m³に変更します。

以上